

第3回研究会における論点について

第1 実情調査の進捗状況について

- 船荷証券等の利用状況の調査について
- 紙の船荷証券を利用する理由に関する調査について
→ **別紙11**

第2 外国法調査について

1 UNCITRAL MLET R

- 小出委員による御説明
→ **参考資料2**

2 シンガポール

- 笹岡委員による御説明
→ **参考資料3-1, 3-2**

3 韓国

- 南委員による御説明
→ **参考資料4**

第3 船荷証券に関する国際条約との関係及び具体的な制度設計

1 船荷証券、手形及び小切手に関する国際条約と国内法との関係についての検討の経過及び議論の状況

→ **別紙12**

2 新たに検討する制度の在り方と国際条約との関係等

【甲案】 船荷証券に記載すべき事項が記録された電磁的記録について、船荷証券そのものではないとする考え方（注1）

（注1）船荷証券に記載すべき事項が電磁的方法によって提供された場合において、その電磁的記録を船荷証券と機能的に同等であるとする方向で規律を設けることなどが考えられる。

- 新たに検討する制度（船荷証券に記載すべき事項の電磁的方法による提供）は、船荷証券そのものではないため、国際条約との抵触は生じないと考えられるが、この点についてどのように考えるか。
- 新たに検討する制度について、要件及び効果を個別的に規律する必要が

あるが、この点についてどのように考えるか（注2、注3）。

（注2）要件（特に技術的な要件）については、UNCITRAL MLET等を参考に規律することが考えられるが、その際には認証機関のようなものを設けるかどうかも問題となる。

（注3）効果については、①規律の方法、②船荷証券に認められる効果の全てを規律することができるのかといった点が問題となり得る。①については、「船荷証券に記載すべき事項を記録した電磁的記録を移転した場合には、〔船荷証券の裏書がされたものとみなす。／その移転は、船荷証券の裏書と同一の効力を有する。〕」といったように船荷証券の規律を流用する方法や、「船荷証券に記載すべき事項を記録した電磁的記録を移転した場合には、運送品の引渡しに係る債権を譲渡したものとみなす。」といったように法律効果を個別的に書き込む方法が考えられる。②については、例えば、差押え、公示催告手続による無効等について、船荷証券と同様の規律を設けることができるかなどが問題となり得る。

- 国際P&Iグループ（IG）における認証（注4）がされたシステムが利用されることを想定する場合において、留意すべき事項はないか。

（注4）日本船主責任相互保険組合のホームページによれば、「電子B/Lシステムの使用において、クラブとしては当該システムが伝統的なP&IカバーのベースとなるB/Lの3つの主要機能（貨物の受取証、権利証券、Hague/Hague-Visby Rulesを攝取した運送契約）を確実に担えるかどうかの確認が必要となります。」とされている。

【乙案】 電磁的方法による船荷証券の発行等を可能とする考え方（注5）

（注5）船荷証券に関する法律行為の方式として、電磁的方法による交付、裏書等を認める旨の規律を設けることなどが考えられる。

- ハーグ・ルール及びハーグ・ウィズビー・ルールは、ジュネーブ統一手形法条約及びジュネーブ統一小切手法条約のように条約の翻訳であることまでは求めておらず、締約国が船荷証券の意義を決定することができるところに従事するため、これらの国際条約との抵触は生じないと考えられるが、この点についてどのように考えるか（注6）。

（注6）電磁的方法による船荷証券の発行を可能とした場合であっても、これらの国際条約上の船荷証券には当たらないと解釈される可能性が残るのではないか。

- そもそも電磁的記録を「証券」と位置付けることが可能であるかについて、どのように考えるか。

第4 第4回研究会の進行について

1 実情調査の進捗状況について

[2 それまでの研究会における指摘事項に対する追加報告]

3 具体的な制度設計の更なる検討